

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（5万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5万2,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額は4万5,000円、控除保険料額は1,440円となっているが、私が所持する給与支給明細書では1,664円の保険料が控除されている。

申立期間の給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提供された給与支給明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（5万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで
② 昭和 24 年 11 月 1 日から 25 年 1 月 5 日まで
③ 昭和 25 年 9 月 13 日から 26 年 4 月 1 日まで

昭和 22 年 4 月に、A 事業所 B 課 C 部に採用され、26 年の 3 月末まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録が抜けている期間がある。仕事の内容は変わったが、管轄はずっと B 課 C 部であった。調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、「D に対する健康保険及び厚生年金保険法の適用に関する件」に基づき、D に厚生年金保険が適用となったのが昭和 24 年 4 月 1 日以降であったことから、厚生年金保険の被保険者とはなり得ない期間である。

申立期間②及び③については、事業所が既に全喪しており、申立てのあった事業所の業務を継承したと考えられる E 事業所に照会したが、申立期間当時の資料等が無いとの回答であった。

また、A 事業所に当時の B 課、F 課について問い合わせたが、資料が無く不明との回答であった。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の上司は特定することができず、同僚とも連絡がとれないことから証言を得ることができなかった。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、記載されている記録はオンライン記録と符合しており、申立人のものと推認できる未統合記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
② 昭和 35 年 6 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

A社及びB社に勤務したすべての期間が厚生年金保険の未加入とされているが、給与から健康保険・厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によるとA社は、昭和 46 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を覚えていない上、当時の事業主も既に亡くなっており、現在の事業主は、「申立人については、全く分からない。」としている。

申立期間②について、オンライン記録によるとB社は、平成 10 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を覚えていない上、当時の事業主も既に亡くなっており、現在の事業主は、「申立人については、全く分からない。」としている。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 9 月 10 日までの期間において、国民年金に加入し、一部期間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無く、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 733

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 52 年 12 月 13 日から 55 年 9 月 25 日まで
②平成 6 年 3 月 26 日から同年 4 月 26 日まで

申立期間①について、昭和 52 年 12 月から平成 6 年 4 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の資格取得記録は昭和 55 年 9 月 25 日となっている。

申立期間②について、同じ日に退職した同僚の厚生年金保険の資格喪失記録は平成 6 年 4 月 26 日となっているが、私は 1 か月早く資格を喪失している。入社から退職まで同じ内容の仕事をし、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した退職一時金支払通知書（準社員）及び元同僚の証言から、申立人が A 社に勤務していたことが認められる。

しかし、事業主から提出された社会保険加入者名簿を見ると、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日（昭和 55 年 9 月 25 日）とオンライン記録は一致しており、申立期間に係る健康保険証の整理番号に欠番も見当たらない。

また、元同僚の証言によると、「申立人は、入社当時、手取り額を多くするため社会保険に加入しないよう会社に頼んで、最初のころは社会保険に加入していなかった。」と同期の人から聞いたことがあるとしている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

申立期間②について、申立人は元同僚と同日付け（平成 6 年 4 月 25 日）で退職したとしているが、申立人の雇用保険の加入記録の離職日は平成 6 年 3 月 25 日となっており、オンライン記録と符合している。

また、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪

失届の資格喪失日は平成6年3月26日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、元同僚の証言によると、「定年（58歳）による退職は、生年月日に合わせていたので、申立人と私は、同じ日では無かったと思う。」としており、当該事業所の総務担当者も同様の証言をしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで
A社に勤務していた期間のうち、途中の約 8 年間について厚生年金保険の加入記録が抜けている。継続して勤務していたことは間違いないし、健康保険証を使った記憶もあるので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び申立人の具体的な記憶から、申立人が申立期間についてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が当時の同僚として名前を挙げた 2 名のうち 1 名は、申立人と同じ昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、約 4 年後に再取得しており、もう 1 名については、被保険者期間が 43 年 7 月 1 日からの 2 か月のみとなっていることなどから、当時の A 社が、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性が考えられる。

また、事業主によると、申立人に係る厚生年金保険の取扱状況について、資料が残存していないため不明としている。

さらに、申立人は、「申立期間の途中、昭和 37 年及び 39 年に子どもが生まれたので、健康保険証を使う機会があった。」と証言しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、さかのぼって資格喪失処理された形跡は見られないことなどから、国民健康保険に加入していたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。